

フリーローン「あんしん・ライフ」

(平成26年10月1日現在)

資金使途	・自由です。(但し、事業性資金を除きます。)
融資対象者	・申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が満75歳以下の方 ・定期収入のある方 ・専業主婦・パートの方も、融資金額30万円を上限に申込できます。 ・(株)オリエントコーポレーションの保証を得られる方
融資金額	・10万円以上500万円以内
融資単位	・10万円以上1万円単位です。
融資期間	・6ヶ月以上10年以内
融資金利	・金庫所定となります。
返済方法	・毎月元利金均等分割返済 ・ボーナス払も利用できます。(融資額の50%以内で年2回6ヶ月間隔とします。)
連帯保証人	・原則不要です。(但し、保証会社が必要と認めたときは必要となります。)
担保	・不要です。
保証料	・金庫所定金利に含まれております。
手数料	・融資手数料として200円(消費税別)が必要です。
その他	・申込みご本人である事を証明する書類(原則運転免許証、又は健康保険証、パスポート)が必要です。 ・所得証明書……融資金額300万円以下は原則不要。 融資金額301万円以上は源泉徴収票、確定申告書又は公的証明書等の写しが必要です。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課(9時～17時、電話:0226-22-6830)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉